

浜田港港湾工事に伴う作業区域設定についてのお知らせ(1/2)

浜田港においては、港湾工事の実施に伴い次のとおり作業区域を設定しましたので、同港に入港する船舶は、**事故防止に十分注意**して下さい。

令和7年4月1日

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所 TEL (0859) 42-3145
国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所浜田港出張所 TEL (0855) 24-7380
島根県浜田港湾振興センター TEL (0855) 27-0088

1. 期間及び作業区域

1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

A区域
イ点 沖防波堤灯台から339度 1,010メートル
ロ点 イ点から 58度30分 450メートル
ハ点 ロ点から148度30分 420メートル
ニ点 ハ点から238度30分 450メートル

B区域
ホ点 西防波堤灯台から150度 756メートル
ヘ点 ホ点から 342度30分 100メートル
ト点 ヘ点から72度30分 150メートル
チ点 ト点から72度30 150メートル
ヲ点 西防波堤灯台から156度 544メートル

D区域
イ点 西防波堤灯台から19度 730メートル
ロ点 イ点から 75度 500メートル
ハ点 ロ点から129度 220メートル
ニ点 ハ点から164度 169メートル
ホ点 ニ点から255度30分 359メートル
ヘ点 ホ点から164度 253メートル
ト点 ヘ点から289度 335メートル
チ点 西防波堤灯台から39度30分 976メートル
リ点 チ点から 75度 54メートル
ロ点 リ点から 129度 108メートル
ヌ点 ヲ点から 164度 162メートル
ル点 ヌ点から255度 94メートル

E区域
イ点 北防波堤灯台から75度 774メートル
ロ点 イ点から234度 62メートル
ハ点 ロ点から326度30分 132メートル
ニ点 ハ点から357度 40メートル

2. 標 識

A区域

- ・3. 作業内容に伴い、イ、ロ、ハ、ニ点に赤旗及び標識灯(白色、2秒1閃、光達距離1.3海里)を令和7年6月頃から9月頃までと令和8年3月に設置する。
- ・西側防波堤の西端は、標識灯3基(灯高1.4m)を常時設置した状態とする。
- ・東側防波堤の東端は、標識灯1基(灯高3m)を常時設置した状態とする。

B区域

- ・3. 作業内容に伴い、ホ、ヘ、ト、チ点に簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を常時設置した状態とする。
- ・ケーソン仮置中は、ケーソン仮置範囲全体の4隅に標識灯(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])を常時設置した状態とする。
- ・ケーソン仮置範囲の北西端には、ワ点(西防波堤灯台から156度 544メートル)に簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を常時設置した状態とする。

C区域

- ・ケーソン仮置中は、ケーソンの外側各2箇所に標識灯(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])を常時設置した状態とする。

D区域

- ・3. 作業内容に伴い、ロ、ハ点に赤旗および標識灯(白色、2秒1閃、光達距離1.3海里)を令和7年4月から令和8年3月まで設置する。なお、イ、ト点は赤旗のみの設置とし、作業日ごとに作業開始前に設置して作業終了時に撤去する。
- ・消波ブロック並びに石材(基礎捨石・被覆石)仮置範囲には、チ、リ、ヌ、ル、ヲ点に簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を常時設置した状態とする。
- ・仮係留施設の北側先端は、標識灯2基(灯高1.4m)を常時設置した状態とする。なお、仮係留施設を設置する度ごとに標識灯2基(灯高1.4m)を仮係留施設の北側に移設する。

3. 作業内容(予定)

- ・作業は原則として日の出から日没までの間とする。
- ・各区域において、以下の作業に伴う各種調査を行う。
- ・A区域は、ガット船による石材の投入、潜水士船による均し、起重機船によるブロック撤去・据付の作業を実施する。
- ・B区域は、根固・被覆・異形・消波ブロック仮置場、ケーソン仮置場として使用し、起重機船による被覆・根固めブロックの積み作業を実施する。
- ・C区域は、ケーソン仮置場として使用し、起重機船によるケーソン3箇の浮函・えい航作業を実施する。
- ・D区域は、グラブ浚渫船による砕岩浚渫・床掘、ガット船による石材投入、中詰材投入、捨石均し船による石材均し、起重機船によるケーソン据付、石材投入、被覆ブロック・根固めブロック据付、潜水士船による石材均しを実施する。

4. 備考

- (1) 新西防波堤北端部標識灯(赤色、4秒1閃、灯高14メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (2) 新西防波堤南端部標識灯(緑色、3秒1閃、灯高6.7メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (3) 西冲防波堤(鵜島)北端部標識灯(赤色、2秒1閃、灯高6メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])
- (4) 新西冲防波堤西端部標識灯(緑色、2秒1閃、灯高10メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (5) 東防波堤西端部標識灯(緑色、4秒1閃、灯高5.5メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (6) 仮係留施設北側先端部標識灯2基(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.4海里[実効光度時] 令和7年7月頃～令和8年3月(予定))
- (7) 新北防波堤東端部標識灯(黄色、4秒1閃、灯高3メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])
- (8) 新北防波堤西端部標識灯3基(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])
- (9) aの簡易灯浮標(赤色、2秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])b簡易灯浮標(赤色4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を結んだ線の南側の水深は4メートル程度であるので航行に充分留意が必要である。 a簡易灯浮標 西防波堤灯台から 124度15分 770メートル b簡易灯浮標 西防波堤灯台から 118度45分 855メートル

浜田港における安全対策について

記

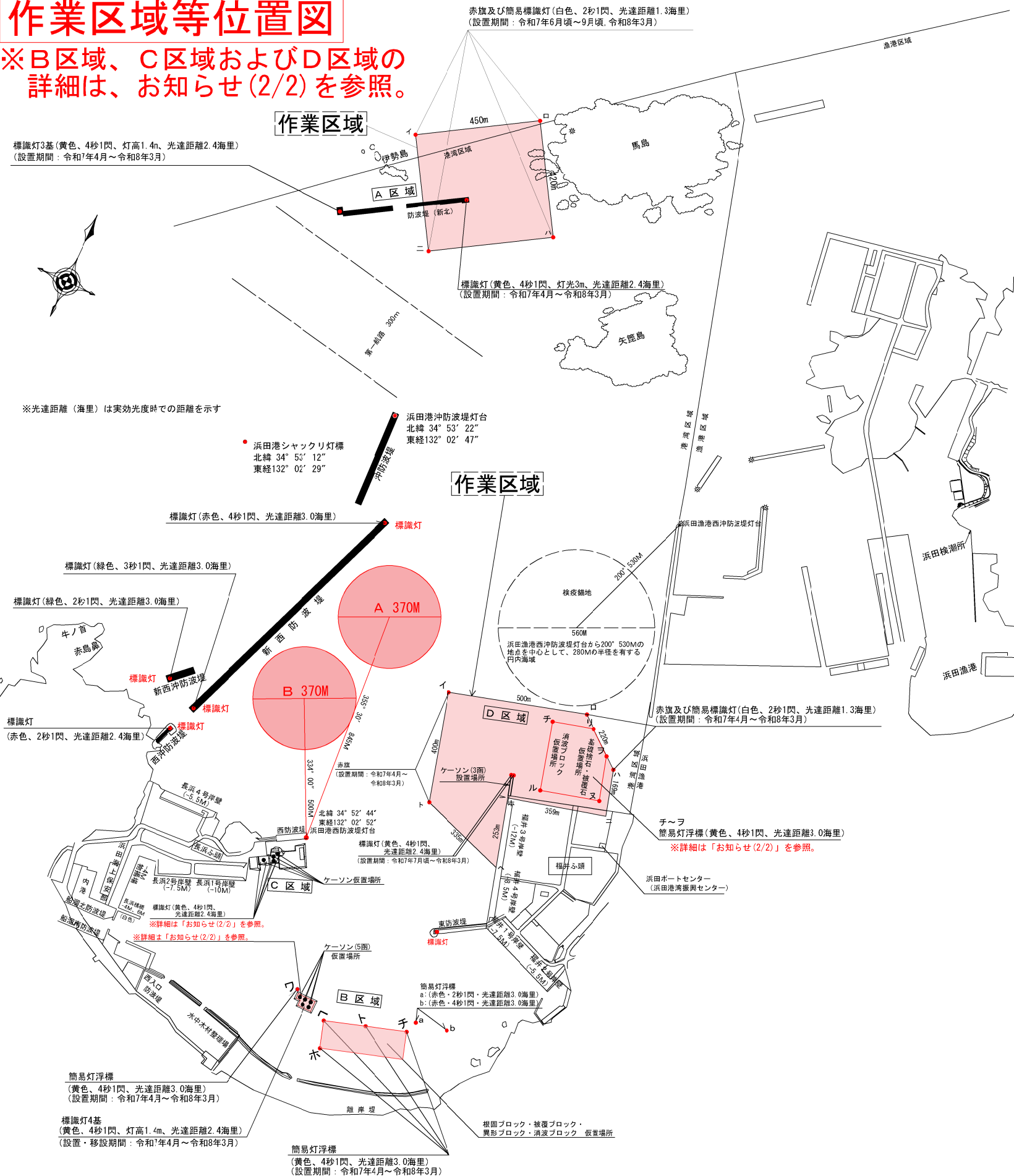
浜田港は港湾整備計画に基づき工事中です。
右記に基づき**港内の安全**を図ることとします
のでご協力をお願いします。

- 1 港奥へ出入りする船舶の可航巾及びぶ頭への操船海面を確保するため、錨泊しようとする船舶は上図Aの海域に錨泊してください。
なお、既に錨泊船がある場合は、浜田海上保安部へ相談してください。
- 2 上図Bの区域は、港長から危険物積載船舶に対して、港則法第22条に基づき停泊又は停留が指定される場所ですので、その他の船舶は停泊又は停留しないで下さい。
- 3 荷役待機又は避泊にあたっては、できるだけ錨泊を避け岸壁にけい留してください。
- 4 錨泊時の留意事項
 - ・離着岸する船舶の支障となりますので航路筋を避けること。
 - ・岸壁付近を避けること。
 - ・浜田海上保安部への入出港届の提出を行うこと。

浜田港長 (浜田海上保安部) (0855) 27-0772

作業区域等位置図

※B区域、C区域およびD区域の詳細は、お知らせ(2/2)を参照。



浜田港港湾工事に伴う作業区域設定についてのお知らせ(2/2)

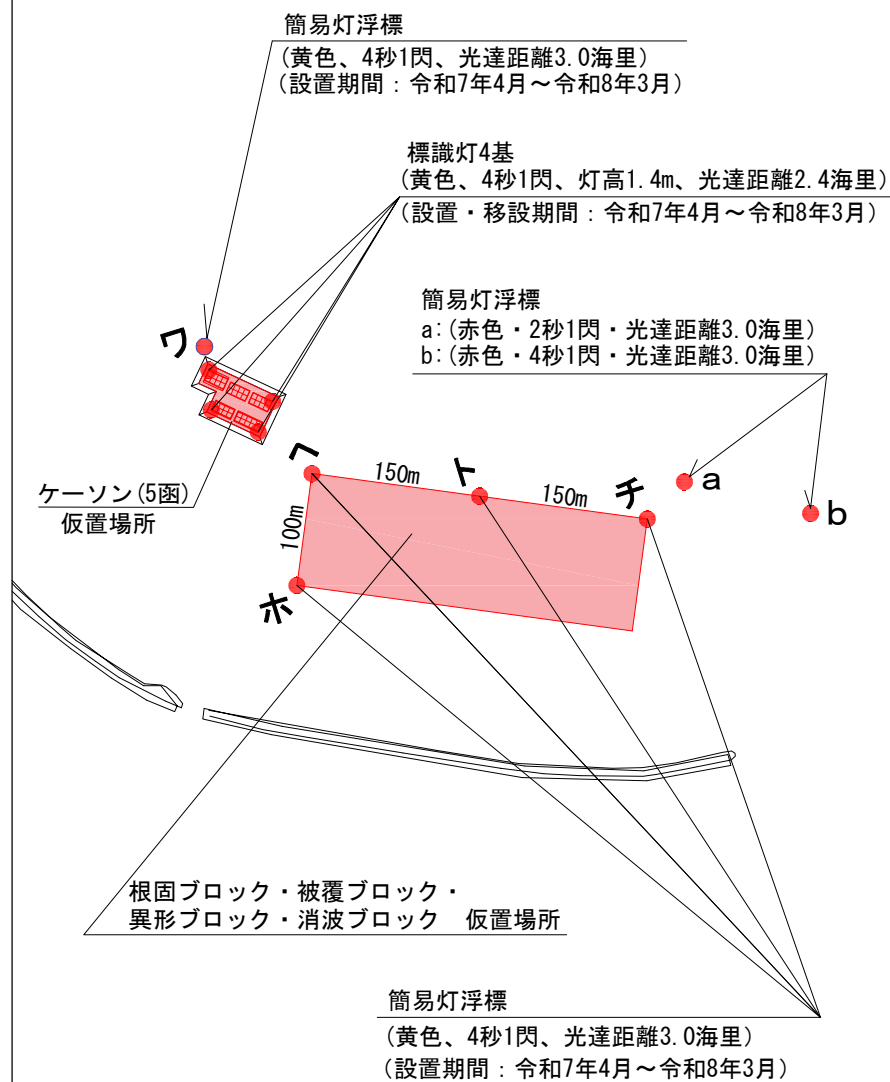
浜田港においては、港湾工事の実施に伴い次のとおり作業区域を設定しましたので、同港に入港する船舶は、**事故防止に十分注意**して下さい。

令和7年4月1日

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所 TEL (0859) 42-3145
国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所浜田港出張所 TEL (0855) 24-7380
島根県浜田港湾振興センター TEL (0855) 27-0088

作業区域等詳細図

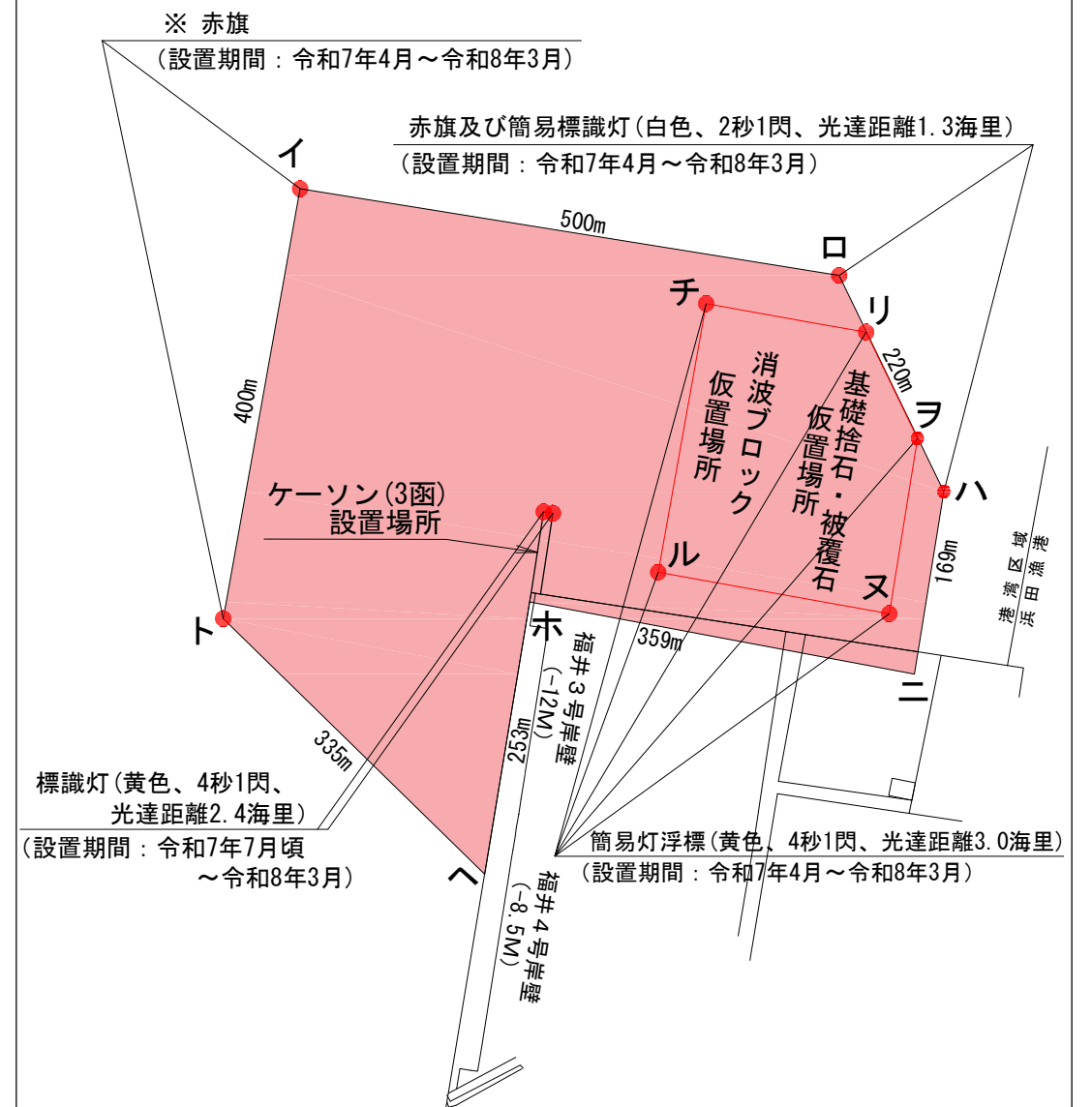
B区域 詳細図 ケーソン(5函)仮置場所



C区域 詳細図



D区域 詳細図 磁気探査範囲 ケーソン(3函)設置場所



※ 赤旗のみの設置箇所は、赤旗は夜間残置させず、
日々撤去する。